

データ保護に関する検討の方向性について

平成29年2月15日
経済産業省 知的財産政策室

本小委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、データの保護について、以下の行為に対する規制の導入についてご検討をいただく。

不正な手段によりデータを取得する行為、及び不正な手段により取得されたデータを使用・提供する行為を、新たな不正競争として規定する。

<規制の対象とする行為>

○新たな制度の創設により、データの利活用が進まなくなることがないように、まずは不正な手段による行為を検討する。「不正な手段」としては、「窃取、詐欺、強迫その他の不正な手段よりデータを取得する行為」を念頭に検討する。

・「その他の不正な手段」としては、例えば

- ー データやHPに対し、暗号化を施したり（特定の機器・ソフトウェアでしか反応しない状態とすることを含む）、パスワードを掛けたり、など、アクセス権のない者がデータを取得やアクセスすることを防止するためのプロテクト技術を施しているにもかかわらず、そのプロテクトを無効化して、データを取得やアクセスすること
- ー データ（AI学習済みモデルを含む）を預かる（保存させる）にあたって、データを預託（保存）する者のデータは、取得・利用・アクセスしないと約していたにもかかわらず、データを預かる者がデータを取得やアクセスすること

などを、想定する。

○ただし、上記の「不正な手段」による取得行為等以外にも、営業秘密と同様に、正当に取得した場合においても、図利加害目的でデータを使用・提供する行為については、不正競争と規定することについて引き続き検討を進める。

<保護の対象とするデータ>

○データの保有・管理を行う者が当該データに対してのアクセスを認めていない者に対して、アクセスを認めていない者がデータを取得やアクセスすることを防止したいとの、データを保有・管理する者の意思を認識できる状態となっているデータ等を対象とする。

・例えば

- ー データに対して、暗号化を施す（特定の機器・ソフトウェアでしか反応しない状態とすることを含む）、又は、パスワードによるロックを掛けるなどのプロテクトを施した上で、メール送信により提供したデータ
- ー HPへのアクセスにあたってID／パスワードが必要となるHPにアップされているデータ

などを想定している。

- ・なお、契約に基づいてデータを預かる場合において、契約に反して、契約当事者以外の第三者への提供等に対する規制は更に検討が必要。

○上記のほか、保護の対象となるデータについていかなる要件を設定すべきかについても、引き続き検討することとしたい。